

消費者委員会料金専門調査会 ヒアリング資料

2017年2月2日

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント・相談員協会
大石美奈子

ガスシステム改革小委員会での主な主張

◎ガス料金規制の経過措置 自由化の大前提は、都市ガス同士の競争!!!

■既に小売自由で、乗換えが簡単なLPガスでは、料金値上げや無償配管など不透明な取引慣行が横行。都市ガスも同様の事態となる心配がある。

→LP取引適正化指針など、エネ庁による改善の取組は大きく評価!!

■電力小売全面自由化時点では、その後の競争状態を見極めるために既存電力事業者には規制料金経過措置が残る。しかし都市ガスは他燃料の競争を前提に、自由化実施前から殆どの既存都市ガス会社の料金規制廃止は不当

→多くの消費者団体から反対意見が出された

反対の理由：都市ガス事業者が、他燃料との競争が激しい新增改築や業務用需要家の値下げのために、賃貸や集合住宅など他燃料転換が困難な既存の家庭用厨房や給湯用ガス料金を値上げする可能性があるため。仮に他燃料転換が可能でも、器具購入や電源引込み等の費用もかかる。

◎その他

【託送料金審査】ガス料金の一部である託送料金の査定では、ヤードスティック査定には反対、きちんと全ての個別原価を審査するべき→託送料金の透明性と信頼性確保のためにも、ヤードスティック部分は原価算定期間後に、順次個別査定すべき

【二重導管】一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者の言い分が真逆、二重導管で小口需要家の負担が増えるのか、それとも競争による価格低下が起きるのか不明

都市ガス自由化に対する意見

(電気・ガス取引等監視委員会 制度設計専門会合 提出意見抜粋)

- 都市ガス同士の競争が起こるための方策を取ってください。
料金規制が撤廃された一定期間後にも家庭消費者への新規参入が無い場合には、**新規参入者からのガス卸希望があれば、ガス卸事業者や既存都市ガス事業者は、一定量のガス卸を拒めない制度**を作ること。
- 消費者の事業者選択の折には、電力スイッチで一部電力に生じた混乱のないように、円滑なスイッチングシステムのための入念な準備が必要不可欠。そのために、**最低でも消費者件数が10万件以上の大規模な都市ガス事業者の準備状況については本会合でしっかり検証して下さい。**
- LPガスでは新規顧客獲得のために、ガス小売と屋内ガス配管等の不透明なセット販売（無償配管等）の営業が行われ消費者苦情となっている。都市ガスでは新築の屋内ガス配管は、託送約款でガス導管事業者が工事店や価格を一律に決めることになっており、他燃料との競合上、工事価格を一律に下げてガス小売価格に転嫁するなど恣意的に工事価格が設定される可能性がある。**ガス託送約款で、独占となっている新築でのガス工事料金が適切かどうか経産省が認可してほしい。**同時にガス託送約款が免除され、料金規制も供給約款策定義務のないガス事業者でも、**約款などでの工事料金の透明性を確保して下さい。**

都市ガス自由化での**そもそもの**問題点(1)

■消費者が都市ガスを選ぶは観点は、価格と安全と安定供給

⇒原料のLNGは、ほとんどが**輸入**で、品質や環境性能等に**差がない**。

※電力は電源が多種で、環境性能が選択の一つの基準となるが、、、

⇒大半の消費者は、都市ガス料金が**公平で信頼できる規制料金**との認識
個別自由契約となる認識はない。

**今後、安全かつ安定的な供給を大前提として、事業者同士の競争が起こり
ガス価格が下がっていったらじめて**個別契約意識**が高まるのでは。**

⇒家庭のガス栓から先の**ガス機器保安**は**小売事業者の責任**

- ガス保安の外注会社が敷地内や家屋内に立入る口実として、他商品も売りつける「**点検商法**」とならないか不安。
- **震災時**に導管と小売事業者が協力して対応してくれるのか不安。

都市ガス自由化での**そもそもの**問題点(2)

■都市ガスの小売参入は、特に地方では難しいのでは

料金規制の撤廃は他エネルギー（オール電化、LP）との**選択**ではなく、**都市ガス同士の選択肢が家庭用まで拡大されること**が大前提ではないか、とガスシステム改革小委員会（2015.1.13）で、消費者代表委員が警鐘。

➡ “新たに2400万件を超える都市ガス家庭が、都市ガスの供給事業者を自由に**選べる**” とガス制度改革報告書にあるが、現状では**地方は難しい**と思われる。

➡ 1月時点で家庭用都市ガスへの参入表明は、**四大都市**の電力会社と**関東**の二チガスのみ。

（昨年同月での電力の小売申請は270社）

※関東、関西、中部地方以外での競争はあまり望めない状況

都市ガス自由化でのそもそもの問題点(3)

都市ガスは、LPやオール電化など代替燃料があるとの前提での議論

■電気自由化における消費者の大きな関心は、「小売事業者の変更にメーカーなど費用がかかるのか」等。→都市ガス同士の選択肢がない場合、賃貸住宅や集合住宅の上層階の居住者には他燃料選択は実質的に不可能。戸建で変更可能な場合でも、LPガスやオール電化は、配管、機器取替や電源引込等多くの費用負担が。年金生活者や低所得者にメリットはない。

■電力は自由化後も料金規制の経過措置が継続されるために、消費者は安心して小売事業者を選択。→都市（簡易）ガスは、今年4月全面自由化前に100万件の西部ガスを筆頭に、全国都市ガス約200社に簡易ガスを加えると、約800万世帯（※消費者団体調べ）の地方ガス世帯で経過措置料金規制が廃止へ。例え都市ガス新規参入があっても、一度離れて再度戻るすると割高な最終保障料金（1.2倍）になる可能性も。

【経過措置料金規制が残る都市ガス事業者】※他に簡易ガス事業者

東京、大阪、東邦、京葉[千葉]、京和[流山等]、河内長野[大阪]、熱海、仙南[仙台]、浜田、南海、エコア、日本の計12社(大半は三大都市圏世帯)

→経過措置料金規制の廃止に関するパブリックコメントは、各ガス事業者の検針票と共にチラシ等で広報周知すべきだが、消費者が殆ど閲覧しない経産局ホームページで募集し、地元消費者不在で結論付けてしまった

都市ガス自由化での**そもそもの**問題点(4-1)

■ 料金規制廃止後の事後監視についての曖昧さ

ガスシステム改革小委員会で提案された事後監視のイメージでは

「標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提とした小売料金に係る事後監視(3年間)」に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合は、更に3年後も継続。

→ 【合理的でない小売料金の値上げ】 や

【小売料金の 不当な値上げによる使用者の利益の保護に支障】 は曖昧な記述であり、実際には規定・活用できないのではないか。

※1月26日 電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣宛てに「ガス取引の監視に必要な情報の定期的な収集に関する建議」が提出され、料金メニューについては収集を求めているものの、これまでの料金と比べてどれだけ値上げされたかについては、求めている。

※例えば、LP料金値上げ通知で実際に問題となった **基本料金2倍+従量料金15%**は 「不当な値上げ」として一般的な市場監視で対処できるのか。

都市ガス自由化での**そもそもの**問題点(4-2)

3年目以降は事後監視をせずに、「小売料金水準の確認等の一般的な市場監視」となり、『小売料金の不当な値上げによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、業務改善命令を発動することが可能』となる。

➡競争が進んでいくと、**ガス+電気+通信+器具**など**セット販売**で、ますます**ガス自体の価格が不透明**となり消費者は混乱するはず。

また、大量ガス消費者や新規消費者を優遇した自由料金の**皺寄せ**が少量ガス消費者の**理不尽な料金値上げ**とならないよう、「電気・ガス取引監視等委員会」では、原料価格を除く**ガス自体の固定料金などの定期的調査と公表**をするべき。

都市ガス自由化での**そもそもの**問題点(5-1)

■ガス自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会のQAのスタンス

Q.ガスの自由化は新規参入が少なくて選べないのではないのでしょうか？

A.ガスは、電力と比較して、新規参入者の数が少ない状況ですが、参入の無い地域でも、既存の事業者の自由料金メニューやLPガスへの切替えが可能です。またオール電化に切り替えることも可能です。

➡費用のかかる他燃料選択は、**都市ガス小売全面自由化前からある話**。家庭消費者にとり、都市ガス選択のインセンティブは、電気選択と同様に「費用がかからず安い事業者を変更できる都市ガス同士の選択肢」。

既存事業者の自由料金も多量消費者のみが対象で、工事も面倒であり、費用の掛かる他燃料転換は、**標準消費家庭には恩恵かない**のでは。

※ 『都市ガスの小売全面自由化に関するQ&A』は消費者目線ではない！

都市ガス自由化での**そもそもの**問題点(5-2)

Q.小売料金規制の経過措置がないとガス料金が上がってしまうのではないのでしょうか？

A.他のガス事業者や燃料事業者と適正な競争関係にあるガス事業者については経過措置の対象から外しますが、消費者利益を保護すべく、きちんと事後監視を行います。

- ➡経過措置が残る**12事業者名を表記しそれ以外は廃止**と明記すべき。
新規参入もなく、料金規制がなくなる、大半の地方都市ガス世帯の大きな不安事項。そもそも、**自由化周知の徹底**が重要！
※11月、12月の説明会資料では、12事業者名を明示している

『きちんとした事後監視』は具体的に何かをきちんと記載すべき!

都市ガスの自由化を求めたのは誰か？

- ◇交渉力のある工場など大規模・中規模需要家部門ではすでに自由化され
大手ガス会社と電力会社等で激しい競争がおき料金の値下げも
- ◇小口部門も自由化されると、電力会社、石油会社、LP事業者等が参入
➡総合エネルギー会社の運営が可能 になるのでは、との期待も
- ※ しかし、都市ガスの新規参入がない地域でオール電化やLPガスへの
費用負担できない多くの世帯で、合理的な説明がないままLPガスのように
不当な値上げがあれば、誰のための自由化かということになりかねない

※ 今回の 都市ガスの経過措置料金規制の解除の方法が、
2020年以降の一般電力会社の規制解除方法の前例となる

参考(1)

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
電力システム改革貫徹のための政策小委員会
中間といまとめ に対する、
消費者からみた問題点

基本的な問題点 その1 全体として

電力システム改革の目的に反する内容となっている。

- ・消費者は一般電気事業者以外からの電気の購入が可
- ・事業者は発電部門、および、小売り部門に参入が可

⇒ これまでも消費者は、電気料金のなかで、請求された廃炉のための費用等も負担してきた。

しかし、電力自由化で新電力を選ぶ消費者が増えると、全員から費用を回収できなくなるという理由で、託送料金で負担を求める内容となっている。

⇒ 自由化の目的に反している

基本的な問題点 その2

3.2. 原子力事故に係る賠償への備えに関する負担の在り方 p17

- 1F事故に備えて確保されておくべきであった賠償の備え「**過去分**」という考え方は、非合理で受け入れられない。
- 通常のエconomic活動で「過去に積み立てておくべきだった費用」を現在・未来の消費者に求めることはあり得ません。

例) レストランから、過去に食事をした人に対して「調味料代が高くなった。以前の食事代が安すぎたので、その分を支払ってください」と追加の代金を請求される、などということはありません。

基本的な問題点 その3

3.2. 原子力事故に係る賠償への備えに関する負担の在り方 p20

- 原子力の発電事業者が負担するのが原則であるべき総額2.4兆円を**過去分**として、「**託送料金**」で回収するのは 原則に反する。
- 現在も 託送料金相当額には、**法律で定められた**使用済燃料再処理等既発電費相当額（「バックエンド費用」）および
電源開発促進税 を含んでいるが、
今回は法律に基づいていない

基本的な問題点 その4

3.2. 原子力事故に係る賠償への備えに関する負担の在り方 p20

- 経済産業省令のみで決めることができる「託送料金」の仕組みを使い、送配電事業者に支払う託送料金での回収が一度認められれば、今後必要な金額が増えた場合、また(あってはならないことだが) 再度事故が起こった場合でも、今回と同様に、**青天井で「託送料金」に転嫁**されることになってしまう。

本当に必要な金額であるならば、国会で論じて税金として回収すべき。

例) 再エネ賦課金、東北復興税

基本的な問題点 その5

3.3 福島第一原子力発電所の廃炉の資金管理・確保の在り方 p22

福島第一原発事故の事故処理費用について、「送配電部門の合理化分(利益)」を廃炉費用に充てるとしているが、下げられる託送料金を値下げしないのは託送料金での回収と同じで、電力システム改革の趣旨に反し不適當。

- 送配電部門が独立し、中立的な運営をすることが求められるのが電力システム改革。
- 東京電力パワーグリッドの経営合理化分を、東京電力ホールディングスの廃炉費用に充てることは、これに反する

基本的な問題点 その6

3.4. 廃炉に関する会計制度の扱い p23

廃炉会計の維持のために、**着実な費用回収のしくみ**として、自由化の下でも規制料金として残る**託送料金**の仕組みを利用することが妥当、とあるが
通常炉の廃炉についても、**廃炉は事業者責任で行う**のが原則。

託送料金に、送配電事業に直接関係しない原子力発電事業者の費用を載せることは、電力システム改革の趣旨にも反し、納得しがたい。

また、今後多数の原発が「想定よりも早期の廃炉」を行う可能性が高く、すべて託送料金での回収となってしまう。

基本的な問題点 その6の根拠

例) 電気メーカーは複数の工場を所有。冷蔵庫、テレビ、洗濯機の工場のうち、テレビが売れず工場を閉じた場合、その負債は他の工場の売上でカバーするはず。それでも回収できなければ製品値上げで対応

⇒

一般電気事業者の発電部門は、複数の原子力発電所や火力発電所、水力発電所などを保有しており、1つの原子力発電所の廃炉費用が足りないのならば、他の発電所でカバー、それでも足りない場合は電気料金を上げることで回収するべき。

廃炉会計のあるなしに関わらず、廃炉するか、または費用をかけてでも再稼働するかは発電事業者の判断。

因って、託送料金で回収する必要はない。

基本的な問題点 その6の根拠

- ・託送料金は、発電事業者にはではなく、託送を担っている送配電事業者に、送配電のための費用として支払うもの。
例) 2016年10月12日の東京電力パワーグリッド(株)新座洞道火災事故が起きたが、自由化によってさらに配送電部門の点検費用等が重要となる
- ・託送料金は、電気料金の4割を占めるため、影響が大きく消費者委員会でも、厳格な託送の見直しを求められてきた
- ・今後は、託送料金の適正さを、どこで誰がみるのか未定

まとめ

	中間とりまとめ案	パブコメのポイント
一般の原子力発電所の廃炉の費用（一般廃炉）	自由化後も確実に廃炉費用を回収するために託送料金の仕組みを利用 原子力発電施設解体引当金の費用回収も同様	原子力発電所を持っている事業者が、電気料金で回収すべきで、今までと何も変更の必要はない
福島第一の事故炉の廃炉費用	基本として東電 東電パワーグリッド（送配電事業）の託送料金の超過利潤の一部を廃炉費用に	託送料金の利用であり、認められない。 本当に必要なら税金で
福島第一の損害賠償の費用	一般負担金で不足する賠償費用のうち、過去分については、託送料金で回収	託送料金は、送配電のために使われるべきもの 必要であれば税金で、

今回の案は、国民が電力事業者や電源を自由に選べるという電力自由化の理念や、事業者の競争によりよいサービスを、という送配電分離の理念にも反する。

参考2)

**「液化石油(LP)ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律施工規則の一部を改訂する省令案」 および
ガイドライン(案)等の策定に対する
消費者からみた課題**

背景および基本的な課題 その1 全体として

■ 中小2万社が参入するLPガス業界は、もともと規制がないことから、競争のない地域では地域独占に、また競争の激しい地域では熾烈な取り合いが繰り返されてきた。

・LPガス業界は、これまで料金の透明性にかかわる消費者トラブルなどの報告が多く、これらを未然に防ぐ必要がある。

・さらに、昨年4月の電力、本年4月の都市ガス自由化に多くのLPガス販売事業者が手を挙げていることもあり、法改正を含めた政策と、業界全体の積極的な取り組みが望まれている。

⇒ これまでも、全国LPガス協会では「LPガス販売指針(取引適正化・料金情報提供の自主ルール)」を策定していたが、実質的には機能しておらず、心ある事業者の足を引っ張るような事例が起こっていた。

背景および基本的な課題 その2 全体として

■ LPガスは規制料金ではないことに対する消費者への周知が不足。

- ・消費者:「電気」「ガス」「水道」はくらしに直結したライフラインで規制があったので、「LPガス」も、電気や水道と同じ規制料金であると誤解し、契約に関して関心を払ってこなかった。
- ・値上げの通知があっても、総括原価の電気料金と同じで、きちんと査定されたうえでのことだろう、と、ほとんどの消費者は疑わず仕方がないことだと受け入れてきた？のではないか。

⇒結果として、値上げを受け入れる消費者はそのまま値上げを、文句を言う消費者には値上げを取り下げるなど、一つの事業者が、消費者ごとに多くの料金体系を持つ結果となり、標準料金を示すのも困難な状況になっている。(特に零細事業者は難しい)

基本的な課題 その1

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施工規則
(販売の方法の基準) 第16条15-2(新設)
料金請求時に算定根拠を通知する義務 WG報告書p20～

■ 料金請求時には、使用量、単価等料金算定根拠を明示することを徹底。

これまでは、事業者団体の自主ガイドラインでしか求められていなかったが
法律で義務付けられた(登録取り消しまたは業務停止可)のは大きな成果。

- ・ 一部ではあるが、すでにきちんと明示している事業者もあることから、透明性を持った公正な競争によって、LPガスに対する消費者の信頼を得られるよう、事業者に頑張ってもらいたい。
- ・ 法律が施行されても ①行政による監視体制が整備されること、②消費者が問題意識を持たなければ 変化は生まれない。
行政の監視のみならず、高齢化の進む社会のなかで、消費者が、自分の使うエネルギー ならびに 契約等に対し関心を持つことが重要

基本的な課題 その2

液石法施工規則の運用及び解釈についての一部改正
第13条(書面の記載事項)関係の改正 WG報告書p14～

- LPガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、LPガス料金の額の算定方法について記載する必要がある。
ただしセット割引の配分金額については記載必要はない。
 - 賃貸集合住宅においてLP事業者の費用負担で空調などを設置し消費者に費用を求める場合は、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。
- 消費者が契約に関心および持つことも重要
 - 中小事業者に対しては、各都道府県のLPガス協会が中心となり、指導していくことが求められる。

基本的な課題 その3

液石法施工規則の運用及び解釈についての一部改正
第16条(販売の方法の基準)関係 WG報告書p24～

- 解約時の設備撤去費用に係る紛争防止のため、法律の趣旨の再徹底、立ち入り検査等を通じた供給設備撤去の適切な対応及び法的書面の必要事項記の載徹底を求めるとともに、消費者への説明を徹底。
- 液石法では、新規事業者に対し、1週間を経過するまでは、旧事業者が所有する供給設備を撤去しないことを規定
→1週間経てば撤去してよいと拡大解釈する事業者あり、消費者を巻き込むトラブルに
- PIO-NETや立ち入り検査による監視の強化とともに
- 消費者に対しては、液石法第14条書面への設備の所有権の所在や清算金算出方法等を明記し説明を行っておくことが重要

基本的な課題に向けたガイドラインの策定 1

液化石油ガスの取引の適正化に関する指針の制定

■ 標準的な料金メニュー及び一般消費者等による平均的な使用量に応じた月額料金例の公表 WG報告書p12～

料金体系を集約するまでの間は、平均的な使用量に応じた月額料金等を公表することでも可とするが、早急(原則1年以内)に標準的な料金メニュー等を公表する必要があることを明記

■ 液石法第14条に定める書面を交付するときの、一般消費者が支払うこととなる費用に係る記載事項の説明 WG報告書p16～

- 価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明
- 供給設備及び消費設備の所有関係
- 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用
- LP事業者の所有する消費設備を消費者が利用する場合の費用の額及び徴収方法
- 販売契約解除時にLP事業者から消費者に所有権を移転する場合の精算額の計算方法

基本的な課題に向けたガイドラインの策定 2

液化石油ガスの取引の適正化に関する指針の制定

■ 一般消費者に対する料金の値上げ及びその理由の事前通知

WG報告書p20～

- これまでは、液石法では、価格の変更に「先だって」書面を交付することとなっておらず、特商法でもLPガスに限らず訪問販売上の手続きにおいて価格の変更に先だって書面で再交付することとなっていなかった。
- 料金を改定する際には一定期間前(例えば請求の1か月前)に行うことの徹底を求める。
- 現行と変更後の料金が比較できること、変更後の料金の文字を大きくしたり、色を変えるなどして記載することを徹底する。

■ 集合住宅入居者を含め、一般消費者等からの苦情および問い合わせへの適切かつ迅速な処理 WG報告書p14～ p22～

- 全国LPガス協会及び各都道府県LPガス協会はお客様相談所を設置、またPIO—NETや消費者団体の苦情情報を踏まえ国はLPガス協会と連携して適切な対応をとること

WGでの消費者としての要望事項について

■ LPガス料金の値上げ時の透明化の促進について、基本料金や重量料金単位での料金改定前後の価格差(率)とともに、値上げの理由の説明を必ず明記すること。 ➡○

■ 地域の平均的な料金については、「料金表・基本料金、従量料金」と共にLP相談内訳でもトップであることから、少なくとも各県のLP協会HPでは、石油情報センターの「LPガス地域別検索」からの結果を掲載してください。 ➡△

■ 料金体系の集約に時間を要するとのことだが、大手の事業者から順番に、しかも期限を決めて提出を求める必要がある。特に零細な事業者に対しては配慮が必要なので、需要家数や資本金、売り上げなど経営規模を基準として段階的に義務づけをすることとする。 ➡○

■液石法14条の書面交付が事業者から行われているにも関わらず消費者がその存在を知らないのはなぜなのか。誰のどのような責任でおきているのかを分析し、書面交付の際の具体的な説明事例を明示してほしい。➡△(報告書ないでは明示したが)

■石油ガス流通・販売業経営実態調査を用い、過疎地域など販売店が淘汰され寡占状態の地域もあると思うので地域別のデータを示して欲しい。➡×

■本年4月からの電力自由化、来年の都市ガス自由化に対し、LPガスは既に個人個人の自由な契約が認められている。消費者は高い料金設定も低い料金設定もあることを認識し、料金設定の妥当性を確認して事業者を比較して信頼性を重視して選ぶことを、国はこの際、**改めて国民に広報**してほしい。➡△？

■**「電力ガス取引監視等委員会」**としては、「電気」「都市ガス」に加え、**「LPガス」も含め監視**するよう求めたい。➡×